

岩手県監査委員告示第7号

監査結果の公表（平成31年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

岩手県監査委員 小野 共
 岩手県監査委員 千葉 伝
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡南高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年12月12日

イ 本監査実施日 平成31年1月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年3月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
学校徴収金の取扱いに当たり、執行管理体制に不適切なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	執行管理体制に不適切なものがあつた学校徴収金の取扱いについては、校内規定や要綱等を定め、管理体制の強化に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立杜陵高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成31年1月17日

イ 本監査実施日 平成31年2月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年3月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
教育財産使用料の徴収に当たり、調定を行っていないものが1件、232,221円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	調定を行っていなかった教育財産使用料については、平成31年1月18日に調定を行い、平成31年1月29日に収納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立遠野緑峰高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年11月14日

イ 本監査実施日 平成31年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年3月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、84,973円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた報酬については、平成30年12月14日に返納した。 今後は、同様の事例の場合、総務事務センターに確認

の上、手続を行うとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡となん支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成31年1月16日

イ 本監査実施日 平成31年2月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年3月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の契約に当たり、契約保証金の金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約保証金の金額を誤っていた県営建設工事の契約については、今後、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。